

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第51期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社コメリ
【英訳名】	KOMERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 捧 雄一郎
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 板垣 隆義
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 板垣 隆義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第3四半期連結 累計期間	第51期 第3四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高及び営業収入 (百万円)	229,454	244,872	298,594
経常利益 (百万円)	14,000	19,016	15,361
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,330	9,942	5,698
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	7,153	10,033	5,666
純資産額 (百万円)	110,081	116,825	108,498
総資産額 (百万円)	245,133	256,029	247,688
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	143.77	195.81	111.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	195.76	-
自己資本比率 (%)	44.9	45.6	43.8

回次	第50期 第3四半期連結 会計期間	第51期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金 額 (円)	49.19	49.68

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高及び営業収入の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 第50期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第50期第3四半期連結累計期間及び第50期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、PWはパワー、HCはホームセンター、H & Gはハードアンドグリーンの略称であります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、震災後の復興需要により、東北地方を中心に消費マインドに回復の兆しがみられるものの、欧州の財政危機による金融不安やユーロ、ドルに対する歴史的水準の円高等、不安要素は未だ払拭されず、先行き不透明な情勢が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、当第3四半期連結累計期間におきまして、復興需要に関わる商品の供給責任を果たすと共に、電力の供給不足に伴う節電関連商品等の拡販にも努めてまいりました。これらにより、ホームセンター事業の売上高は、金物・資材・建材を中心に好調に推移いたしました。また、商品政策につきましては、PB商品の拡販及び商品在庫の適正化に努めてまいりました。その結果、商品荒利益率は、前年同期比で1.2%改善し、在庫金額は、既存店前年同期比で2.5%削減することができました。

出店につきましては、PWを3店舗（福岡県2、秋田県1）、HCを4店舗（熊本県2、大分県1、岡山県1）、H & Gを1府15県下に22店舗、合計で29店舗出店いたしました。また、H & G七尾店（石川県）とHC黒部店（富山県）の移転増床を行い、H & G七尾店はHCへ業態転換いたしました。これにより、当第3四半期末の店舗数は、PW21店舗、HC131店舗、H & G906店舗、アテナ18店舗、合計で1,076店舗となりました。なお、このうち震災の影響により、H & G7店舗が営業を見合わせております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は、2,448億72百万円（前年同期比106.7%）、営業利益は、193億84百万円（同135.1%）、経常利益は、190億16百万円（同135.8%）となりました。

なお、平成23年12月2日付けで公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。これにより、当第3四半期連結貸借対照表に計上される繰延税金資産・繰延税金負債を計算する際の法定実効税率が変更されることに伴い法人税等調整額が7億46百万円増加いたしました。その結果、四半期純利益は、99億42百万円（同135.6%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ホームセンター

(イ) 金物・資材・建材

「金物・資材・建材」分野は、東北地方を中心とした復興需要の影響もあり、金物、工具や木材、補修用品を中心に好調に推移いたしました。これにより売上高は、727億56百万円（前年同期比113.7%）となり、ホームセンター部門の売上全体を牽引いたしました。

(ロ) 園芸・農業用品

「園芸・農業用品」分野は、東日本大震災により園芸・農業用品の立ち遅れの影響もあり、肥料・農薬の販売が苦戦いたしました。野菜苗を中心に植物は好調に推移いたしました。また、降雪により除雪用品も好調に推移いたしました。これにより売上高は、546億7百万円（同104.2%）となりました。

(ハ) 家庭用品

「家庭用品」分野は、震災の被災地を中心に生活用品等が好調に推移いたしました。またカーテンや布団等の内装用品も好調に推移いたしました。これにより売上高は、622億31百万円（同106.0%）となりました。

(ニ) オフィス・レジャー用品

「オフィス・レジャー用品」分野は、ペット用品の販売が低迷いたしました。家具・収納用品が好調に推移いたしました。これにより売上高は、336億26百万円（同101.8%）となりました。

(ホ) 灯油他

「灯油他」分野は、灯油1リットル当りの単価は上昇いたしました。販売数量が減少いたしました。これにより売上高は、177億10百万円(同102.0%)となりました。
以上の結果、ホームセンター全体としての売上高は、2,409億33百万円(同106.8%)となりました。

その他

燃料、書籍等の売上高は、39億39百万円(同100.7%)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、1,085億90百万円となり、前連結会計年度末に比べ44億11百万円増加いたしました。主に商品及び製品が20億7百万円、現金及び預金が14億9百万円増加したことによるものであります。固定資産は、1,474億38百万円となり、前連結会計年度末に比べ39億28百万円増加いたしました。主に有形固定資産の増加によるものであります。

この結果、総資産は、2,560億29百万円となり、前連結会計年度末に比べ83億40百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、1,134億19百万円となり、前連結会計年度末に比べ28億5百万円増加いたしました。主に支払手形及び買掛金が84億91百万円増加いたしました。短期借入金および1年内返済予定の長期借入金が67億9百万円減少したことによるものであります。固定負債は、257億84百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億91百万円減少いたしました。主に長期借入金の返済によるものであります。

この結果、負債合計は、1,392億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ13百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、1,168億25百万円となり、前連結会計年度末に比べ83億26百万円増加いたしました。主に四半期純利益が99億42百万円になったことによるものであります。

この結果、自己資本比率は45.6%(前連結会計年度末は43.8%)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(イ) 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

(ロ) 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、独自の専門店業態であるH&G、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。当第3四半期連結会計期間末現在、H&G906店舗、HC131店舗、PW21店舗、アテナ18店舗を含めると合計で1,076店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、標準化された1,000店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年6月24日開催の当社第50回定時株主総会において、平成21年6月26日開催の当社第48回定時株主総会において承認を得た「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を有効期間を2年間から3年間に延長し、特別委員会の検討作業及び検討期間について整理を行った等の一部の修正を除き、実質的に同一内容で3年間継続することの承認を得ております。（以下、承認後のプランを「本プラン」といいます。）

本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- (イ) 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- (ロ) 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。
特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- (ハ) 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- (ニ) 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- (ホ) 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

上記 が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(ロ) 株主意思の重視

本プランは、平成23年6月24日開催の当社第50回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入されております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(ハ) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

(ニ) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	131,000,000
計	131,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	54,409,168	54,409,168	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	54,409,168	54,409,168	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	54,409,168	-	18,802	-	29,855

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,631,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,723,200	507,232	-
単元未満株式	普通株式 54,768	-	-
発行済株式総数	54,409,168	-	-
総株主の議決権	-	507,232	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6,300株(議決権の数63個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コメリ	新潟市南区清水 4501番地1	3,631,200	-	3,631,200	6.7
計	-	3,631,200	-	3,631,200	6.7

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は3,631,220株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,331	11,741
受取手形及び売掛金	5,985	6,868
商品及び製品	79,612	81,619
原材料及び貯蔵品	112	140
繰延税金資産	1,561	1,175
その他	6,612	7,094
貸倒引当金	36	48
流動資産合計	104,178	108,590
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	82,580	86,429
土地	24,273	25,853
リース資産(純額)	8,298	7,511
その他(純額)	6,640	6,270
有形固定資産合計	121,792	126,064
無形固定資産	6,150	6,355
投資その他の資産		
投資有価証券	360	373
繰延税金資産	5,791	5,352
敷金及び保証金	7,620	7,502
その他	1,829	1,816
貸倒引当金	35	27
投資その他の資産合計	15,566	15,018
固定資産合計	143,509	147,438
資産合計	247,688	256,029
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,741	50,233
短期借入金	42,930	37,360
1年内返済予定の長期借入金	5,467	4,327
リース債務	2,650	2,450
未払法人税等	3,603	4,710
賞与引当金	1,933	876
役員賞与引当金	58	42
店舗閉鎖損失引当金	17	17
ポイント引当金	382	416
災害損失引当金	403	41
その他	11,426	12,944
流動負債合計	110,614	113,419

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
固定負債		
長期借入金	11,414	8,524
リース債務	6,592	5,995
退職給付引当金	4,598	5,085
役員退職慰労引当金	1,026	1,025
資産除去債務	2,744	3,036
その他	2,199	2,116
固定負債合計	28,576	25,784
負債合計	139,190	139,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,802	18,802
資本剰余金	25,260	25,260
利益剰余金	73,528	81,745
自己株式	8,812	8,812
株主資本合計	108,778	116,995
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	2
繰延ヘッジ損益	274	192
その他の包括利益累計額合計	280	190
新株予約権	-	20
純資産合計	108,498	116,825
負債純資産合計	247,688	256,029

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	222,323	237,136
売上原価	153,691	161,006
売上総利益	68,632	76,130
営業収入	7,131	7,736
営業総利益	75,763	83,866
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	-	34
給料及び手当	19,605	20,799
賞与引当金繰入額	822	876
役員賞与引当金繰入額	43	42
役員退職慰労引当金繰入額	12	-
退職給付費用	542	581
その他	40,386	42,147
販売費及び一般管理費合計	61,412	64,482
営業利益	14,350	19,384
営業外収益		
受取利息	38	32
為替差益	97	109
その他	175	173
営業外収益合計	312	315
営業外費用		
支払利息	636	522
その他	25	160
営業外費用合計	662	683
経常利益	14,000	19,016
特別利益		
固定資産売却益	-	1
収用補償金	56	-
工事負担金等受入額	-	65
受取和解金	-	35
その他	12	-
特別利益合計	68	101
特別損失		
減損損失	1	-
固定資産処分損	208	294
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,053	-
特別損失合計	1,263	294
税金等調整前四半期純利益	12,805	18,824
法人税、住民税及び事業税	6,210	8,130
法人税等調整額	735	750
法人税等合計	5,475	8,881
少数株主損益調整前四半期純利益	7,330	9,942
四半期純利益	7,330	9,942

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,330	9,942
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26	8
繰延ヘッジ損益	150	81
その他の包括利益合計	176	90
四半期包括利益	7,153	10,033
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,153	10,033
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7億54百万円減少し、法人税等調整額が7億46百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、繰延ヘッジ損益が8百万円それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	0	百万円
支払手形	1,268	
ファクタリング対象の買掛金	8,680	
電子記録債務	5	
設備関係支払手形(流動負債・その他)	129	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	8,420百万円	8,895百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	868	17	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	865	17	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	863	17	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	863	17	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、ホームセンターのみであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	143円77銭	195円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,330	9,942
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,330	9,942
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,988	50,777
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	195円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	12
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

平成23年10月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....863百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....17円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月6日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社コメリ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 和男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コメリの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。